徳地町報

昭和43年11月15日発行
第157号
発行者　徳地町
発行所　徳地町役場
編集者　河村穎
印刷所　今澄印刷所

狩猟家の方は危害予防にご注意を

さる一日から、狩猟が解禁になり、来年の二月十五日までが、狩猟期間です。

狩猟家の方は、狩りにお出かけのときには、細心の注意をはらうのは当然のことですが、とくに事故防止のため、ぜひ次のことがちを心がけてください。

▽銃器の操作および携帯要領をよく守ること

▽危険な「わな」は、絶対に仕かけないこと

▽山火事を引き起さないようにつも厳重に注意すること

こうして、事故のない、楽しい狩猟を味わってください。

11月の税金

第5期　国民健康保険税

納期限　11月30日限りです

早目にお納め下さい

たばこをお買いのときは町内のたばこ店でお買いもとめください。

税金シリーズ　その一

町民税はこうして課せられる

〈まえがき〉

一口に町税と申しましても、町民税、固定資産税、軽自動車税とか木材引取税などの種別があります。別の税では国民健康保険の給付、運営を目的として徴収している国民健康保険税等があります。

このような税金は、町民の生活や健康を守り、福祉を増進していくために必要欠くことのできない経費（町の立場でいいますと、これを財源といいます）を、住民の皆さん方が、お互いの能力や財産とか収入などに応じて、分担して負担する…という義務があります。

ですからいろいろ税金は、法律に基いて適正に計算し、課税せられるわけですが、資料集めから計算、賦課にいたるまでには、たいへん複雑なもので、一般にはなかなか分りにくいものです。

従って、単に税金額の高い低いだけをくらべて、税金が高い安いを判断できるものではありませんそれは、税金の種類やその人の職業関係とか、家族構成などによって、異ってきますので、個々の税別、帳簿類などの資料によって説明しないと、なかなか分りにくい問題であります。

そこで今回から、何回かにわたり個々の税について、できるだけくわしく、分りやすく説明し、税に対する町民皆さま方のいっそうのご理解とご協力をお願いしたいと思います。まずその第一回は町民税

◎町民税を納めなければ、ならない人（納税義務者）

1 徳地町の区域内に住所をもっている個人

2 町内に事務所とか事業所または家屋敷を持っている個人で当町内に住所を有しない人

以上の1、2に該当する人が徳地町の町民税の納税義務者となります。ただし、つぎのいずれかに該当する場合は、町民税は課税されません。

◎町民税を課せられない者の範囲

1 前年中（1月1日から12月31日）において、所得のなかった者。

2 生活保護法の規定によって生活保護を受けている者。

3 心身障害者、未成年者、老年者（65歳以上）または寡婦。

3の場合は、これらに該当する人の前年中の所得が、二八万円を越える場合を除きます

◎町民税の賦課に当っては

2 均等割／所得割／の二つの方法を用いますので、均等割、所得割の両方を合計して課税される人と所得のない人および、所得の低い人は均等割のみ課税せられる場合があります。

◎均等割の税率

個人の場合、一人、二〇〇円になっています。

◎所得割の課税標準

前年の所得について算出した総所得金額と山林所得金額について課税されます。

◎所得控除

前記の課税標準に基づいて、つぎの諸控除を差引いた残額に対し別にのべる税率を乗じて課税されます。

1 雑損控除＝火災、盗難その他の雑損が控除されます。

2 医療費控除＝所得額の五％をこえる額については全額控除

3 社会保険料控除＝全額控除

4 生命保険料の控除＝一万五千円までは全額控除（以下略）

5 配偶者控除＝九万円の控除

6 障害者控除＝一人に付六万円

特別障害者控除、一人に付八万円

7 老年、寡婦控除、勤労学生は一人に付、六万円の控除

8 扶養控除＝一人に付五万円

配偶者のない場合は、第一人目の一人に付、八万円

9 基礎控除＝十一万円

◎税額控除

このほか、配当所得がある場合は、その他の所得と合算し税額控除がある場合があります。

◎町民税の申告

1 本町内に住所を有する個人は毎年三月十五日までに町長に対して申告しなければなりません。ただし給与所得のみの者で、勤務先の事業所より、長寛の給与支払報告書の提出のあったものおよび、所得税の確定申告を提出した者は申告がいりません。

◎町民税はいつ賦課されるか

町民税は、毎年一月一日現在を賦課期日として、課せられます

町民税の徴収期日（納期限）

第1期、6月1日～6月30日

第2期、8月1日～8月31日

第3期、10月1日～10月31日

第4期、1月1日～1月31日

◎個人県民税

ここで申しそえますが、個人県民税は、個人町民税を賦課徴収する場合に、あわせて賦課徴収せられることになっております

◎収制度

このほか町民税には、特別徴収制度がありますが、これは一般の方には関係ありませんので省略します。なお次号には、固定資産税などについて、説明する予定にしています。

◎所得割の税率

15万円以下の金額	＝100分の	2.6
15万円をこえる金額	＝100分の	3.9
40万円をこえる金額	＝100分の	5.2
70万円をこえる金額	＝100分の	6.5
100万円をこえる金額	＝1000分の	7.8
150万円をこえる金額	＝1000分の	9.1
250万円をこえる金額	＝1000分の	10.4
400万円をこえる金額	＝1000分の	11.7
600万円をこえる金額	＝1000分の	13.0
1000万円をこえる金額	＝1000分の	15.6

㊟ 2000万円以上より省略します

明治百年に当って

四三・一〇・二三　山口県知事　橋本正之

今日は、明治改元の日から、ちようど百年目になります。

日本は、明治維新を境に世界に目を開き、わずか一世紀の間に世界の驚異といわれるまでの繁栄を遂げております。

もちろん今日の姿は、日本民族が誇りをもって、幾多の試練を克服してきたからにほかなりません

明治百年を記念するに当たって私達県民が忘れてならないことは幾多郷土の先輩が、明治維新に果した役割でありましょう。

当時の混とんとした日本の危機の中にあって力を結集し、改革の原動力となって、近代国家日本の基礎固めを主導した偉大にして崇高な努力は、永遠に輝く金字塔として、県民の中に深く受け継がれております。

現在、私達の社会は、産業経済の発達、科学技術の進歩など著しい伸展の途上にあり、平和で豊かな生活を享受しておりますが、反面、目前の事象にとらわれる余り祖先が築き、育くみ、受け継いできた物心両面の尊い遺産を、ともすれば忘れ勝な感がいたしますことは、まことに残念に思われます

私達は、今日を契機に、祖先の英知と勇気に学び、県民の一人一人が新しい日本の、また郷土の発展に役立つものは、何かをさらに深く省察して、二十一世紀への躍進に向かって、自覚と使命感を新たにいたしたいものであります。

写真説明　（上）は島地中学校の屋内運動場の工事中の写真です。（11月6日写す）さる9月3日起工式、12月20日、完工の予定ですが、現在、屋根材の入荷がおくれているので、関係者の間では工事のおくれが心配されています。

（下）町道、二宮～新田線に架橋されている新田橋（木橋）は、老朽化し、早くから永久橋にかけかえが望まれていました。こんど43～44年の継続事業で近く工事にかかることがきまったので、おしらせします。

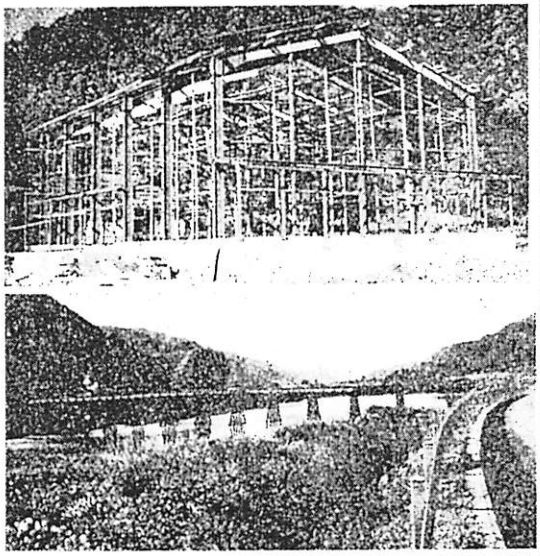

インフルエンザ予防接種のおしらせ

43年度の予防接種を次の日程により、1週間の間隔をおいて、2回にわたり、皮下注射をおこないますので、該当者は、もれなく予防接種を受けて、元気に冬をお過しくださるようお願いいたします。

インフルエンザ予防接種実施日程表

月日	第1回目 実施場所	区分	実施の時間	第2回目 月日	実施時間
11月18日	三谷小学校	学校、一般	9.20～9.50	11月25日	第1回目と同時間割りで実施します
	柚野小滑分校	〃	10.20～10.50		
	柚野小学校	〃	11.10～11.40		
	柚野診療所	一般	13.00～13.30		
	中野青年会館	一般	13.40～14.00		
	柚木小学校	学校、一般	14.10～14.40		
	柚野中学校	学校のみ	15.00～15.20		
11月19日	有倫館学園	園児、一般	9.20～9.50	11月26日	第1回目と同様の時間割りで実施します。
	船路吉野屋校	一般	10.10～10.50		
	引谷小学校	学校、一般	11.20～11.40		
	八坂中学校	学校のみ	13.10～13.40		
	八坂小学校	学校のみ	13.50～14.30		
	八坂公民館	一般	14.50～15.30		

実施月日	第1回目 実施場所	区分	実施時間	第2回目 月日	実施時間
11月20日	串小学校	学校のみ	9.30～9.50	11月27日	第1回目と同時間割りで実施します
	串中学校	学校のみ	9.50～10.10		
	串支所	一般	10.15～10.50		
	上串内公会堂	一般	11.00～11.10		
	遠保育園	園児、一般	11.20～11.40		
	蔵場公会堂	一般	13.20～13.50		
	島地小学校	学校のみ	14.00～14.20		
	島地中学校	学校のみ	14.25～14.50		
	島地公民館	一般	15.00～15.30		
11月21日	藤木公会堂	一般	9.00～9.20	11月28日	第1回目と同時間割りで実施します
	山畑公会堂	一般	9.40～10.00		
	佐波高等学校	学校のみ	10.10～10.40		
	堀中学校	学校のみ	11.00～11.40		
	堀小学校	学校のみ	13.10～13.40		
	堀中央公民館	一般	14.00～15.00		
11月22日	岸見小学校	学校、一般	9.00～9.30	11月29日	第1回目と同時間割りで実施します
	伊賀地小学校	学校、一般	9.40～10.10		
	小古祖公民館	一般	10.20～10.50		
	御所野小学校	学校、一般	11.00～11.30		

中小企業へ年末融資

県では、年末の資金繁忙期に際し、中小企業の金融を円滑にするため、次のとおり、中小企業年末融資を実施しますので、おしらせします。

▽融資目標額、十億円

▽**融資の条件**

1 融資限度＝三百万円（組合には二千万円）

2 融資期間＝六カ月以内

3 融資利率＝日歩二銭三厘以内

▽**取扱期間＝十一月一日から十二月末日まで**

▽申込み先

山口、広島各銀行、山口、広島西日本各相互銀行、県下各信用金庫、信用組合、商工中金などとなっています。

青少年育成のために

家庭の中で
子どもの人格尊重を

青少年育成の問題には、これという決め手はもりません。

しかし、もつとも重要なカギは「家庭の健全化」にあるということは、一般に認められてきました

ところが、時勢の進むにつれて子どもの教育について、家庭の受けもつ役割は、しだいにむずかしくなつてきました。

今日、子どもたちを社会悪から守つているのは、家庭であります、その家庭の中にさえ、たとえばテレビ、週間誌などを通じて社会悪の浸蝕が見せつけられているのです。

生活情緒の不安定な子どもがそれによつて、どんな影響を受けるかを考えてみなければなりません

子どもたちにとつて、家庭の支えはますます必要になつてまいりました。

「家庭はいかにあるべきか」……この問題は、大きな社会問題として一般の関心が高まつてきました。そこで本号から何回かにわたつて、子ども中心のこうした問題を考えてみましよう。

欠損家庭

「欠損家庭」ということばがあるのをご存じですか？

まあ、次を読んでみてください

子どもは、両親の手もとで、幸福に成長していくことが、本質的ですが、病気やケガは、いくら注意していても案外受けるものです。

それが命にかかわつた場合、片親になり、もつと不幸が重なつて両親ともこの世を去つてしまうと子どもは、孤児（みなしご）になつてしまいます。

家の中では、よくケンカをしますね。人間はケンカ好きな動物で口ゲンカ、なぐりあい、つかみあいなど、家庭は、ケンカのしやすい場所とみえて、ケンカが盛んに行なわれます。

おまけに義務教育から、社会教育を受けたはずの親どうしが、子どもの前でおかまいなしのケンカです。

「おとうさんの方がわるい」

「おかあさんがいけないのだ」

双方で相手をやりこめようとします。

子どもがいなくても、夫婦ケンカはいただけませんね。

両親のケンカは、子どもにとつて実にやりきれません。

両親を軽べつするようになるかもしれません。

前後をわきまえず、酒に飲みふけつたり、酔つぱらつて母親に文句を並べたり、ひどいのは、乱暴する父親もあります。

これを子どもの目からみますと馬鹿なおとうさん、憎いおとうさんに見えます。

ひどい目にあうおかあさんがかあいそうで、いつそおかあさんといつしよに、どこかへいつてしまいたい……となりかねません。

また、なにかにつけて、ぐちをいいたがる母親も多いようですが、こうしたことが重なつて、いたみやすい子どもの神経は疲れはてしまいます。

また、貧乏という切ないものやいつぱい、いつぱいの家計もかなりありますね。

これもケンカやグチの材料になります。「お金がほしいなあ…」

子どもにもしみ込ませます。たいへんわびしいことですね。

こうして、無理にも金や物に眼をつける子どもになりそうです。

まだ書けば、たくさんありましようが、さて、どうでしよう？どれもなにか欠けていますね。

こうした欠損家庭は、世の中にはたくさんありましよう。

子どもをすくすくと、おおらかに伸ばしていくことは、親の当然のつとめであり、愛情です。

それをはばみ、つみとるのですから、欠損家庭は絶対にいけません。これは、子どもにとつては意外に大きくひびく場合が多いようです。

いいかえますと、大体、子どもの心を知らなさすぎます。

子どもなんか…と片づけたり子どものくせにと、簡単に扱つたりしすぎます。これは、子どもに対して悔辱ですね。

子どもの前にいる両親は、話題が子ども以外のことでも、子どもに示しても大丈夫なことばや動作だけを扱いましよう。

第一、子どもの心を、しつかりと知つておくべきですね。五歳は五歳、十歳の子は、十歳なりの批判も解釈もちやんと持つているのです

それを震切る言語、動作は、充分、子どもを納得させてからにすべきです。無理じいや、頭ごなしや中途半端でそうさせては、いけません。

たとえば、玄関の靴のぬぎ方がわるいと、ガミガミいうのでなく、乱暴にぬぎ散らしたのと、キチンとそろえたぬぎ方と、どちらが感じがいいか、親がしてみせます。そのあと、「ね、こうした方がよいでしよう？」これは、小さなたとえですが、大きなものにつながります。

欠損家庭から、非行青少年が出るといわれます。非行少年とまではいかなくても、罪もない子どもが、欠損家庭ゆえに、小鳥のような胸をいため、神経を使い、子どもに心につらい、味気ない日を送るそんな家庭があることを、許してよいでしようか。子どもを幸福にすることは、決して子どもを甘やかすことではありません。

子どもの人格を尊重することです。それを親たちが、誤らずに努めたら、子どもにみじめな暗さを味あわせなくてすむはずです。

おとうさんも、おかあさんもばくのために、わたしのために、こんなに一生懸命つくしてくださるものを、よい子に、よい大人にならなくては、申しわけない……ということになると思います。

教えられなくても、だまつていても報いたくなるのが、自然ですね。

ほんとうの孝行だと思うのです。

郷土史料

＝徳地と奇兵隊＝

文久三年六月八日

高杉晋作下関白石正一郎宅にて奇兵隊結成

文久三年八月十八日

政変によつて、長州藩は宮門の警衛を解かれ、七卿も職を追れる

元治元年七月十九日

禁門（蛤御門）の変で長州藩は、朝敵の汚名をこおむり、四国艦隊の下関報復砲撃、更に長州藩追討の朝令が下る。

この禁門の変の責任をとつて自刃した国司、益田、福原の三家老の一人、国司信濃守二十一代の先祖、国司元武八代、元歳の墓が伊賀地にあります。

元治元年十月二十日

三田尻の奇兵隊惣二隊、徳地陣屋

当時、三田尻に屯集していた、奇兵、膺懲の二隊は、幕軍進入目前に在り、よつて徳地の要害により以て雄雄を決せんと欲して徳地に陣したことが「奇兵隊日記」ものしげりに次のように記してあります。

二十日朝、奇兵隊は三田尻御茶屋の陣を撤して、夕刻徳地に着く正覚院（小古祖）を本営とし、澄月院に第一銃隊、弓隊を多念寺に、第二銃隊を金徳寺に、第三銃隊を妙栄寺に、槍隊を宗徳寺に、狙撃隊を各分営せしめ、妙蓮寺に製薬馬を置けり、

翌二十一日、奇兵隊の隊長その他本営に合し商議して、次の六項を規則中に加えたり、

㈠、本営並に分営の各寺院に当直を置き、兵士の出入其他を従来の如く守るべし。

㈡、異変に際し砲声の信号にて各自急に中軍の指揮を待つべし。

㈢、小古祖の祇園社拝殿を学剣場に充てたれば朝食をおはりて茲に出席すべし

㈣、銃隊の練習場は後日選定して示すべし

㈤、各分営寺院の当直へ従属のもの一人を附すべし。

㈥、各地寺院の地理を研究すべし

一伍二人宛の外出も姑く其人員を減すべし、直日は目付役に同じく常規に適合せさることなかるべく監守し、失火に注意し、小使小者に至るまで厳にすべし。とあります。

元治元年十一月十七日

高杉晋作萩より脱走して、奇兵隊の駐屯の徳地に軍の山県狂介野村和作をたずね、諸事を語り合つた上、下関へ走る。

元治元年十一月二十一日

奇兵隊をはじめ諸隊に解散令が出される形勢になつたので、諸隊長府へ転陣す。

元治元年十一月二十一日

諸隊解散を命じられる。

元治元年十二月十五日

高杉晋作決起

元治元年十二月十六日

奇兵隊下関新地会所占領

元治元年十二月十九日

俗論党は、萩にある正義派の人びとを投獄、斬に処す

慶応元年正月六日

大田、絵堂の戦いで諸隊大勝す

慶応元年正月七日

小郡勘場を襲い、大庄屋に協力を求む。

慶応元年正月十四日

徳地勘場を襲撃

当地の記録に諸隊の内二百人余大砲小銃を携へ徳地勘場を囲む、代官役は逃れ去るとある。

（以下次号につづく）

▽町では、明治百年記念事業の一つとして、町史の編集発行が計画されていますが、私たちの今日は決して偶然にあるのではありません。長い歴史の一課程として、現在があり、今日もあるわけです

▽こうした意味で、国の歴史を探り、郷土の歴史を知るということは、その意義も深いことだと思われます。そこで、本号町報より毎回にわたり、本町の明治百年にわたる郷土史の資料編を連載することにしました。

▽ご愛読をいただきますとともに、かくれたいろいろの資料を見聞された方は、おしらせください

▽お願いいたします

註　資料執筆者は、社会教育主事、河野正さんです

読書の秋

よい子たち20人ばかりが毎日放課後のひとときを参考書や漫画本と親しんでいました。

（図書館にて11月6日写す）

体育祭便り

第14回駅伝競走

12月7日・27.8キロのコースで

徳地町恒例の駅伝競走が、きたる12月7日（土）9時開会式、10時始走で、7区間の全コース、延二七、八キロで実施されます。

◎参加チームは、中学校が、八チーム

◎出雲地区

島地々区

◎十一月二十四日　郷中校庭

◎十一月二十四日　島地小校庭

なお、串地区は未定、柚野地区は十一月三日、八坂地区は、十一月十日それぞれ盛大に挙行されましたので、申しそえます。

第16回畜産共進会

12月6日役場前庭で

町では、農協その他の後援により、12月6日、恒例の畜産共進会を役場前庭で開催します。

出品予定牛は

種牛15頭、肉用牛55頭、乳牛10頭の合計80頭となつていますが、その他でもお申込みがあれば、受付けることになつています。

当日は、多数のご参観をお待ちしております。

第3回山口県林業写真コンクール

山口県、山口県林業協会の主催で、豊かなうるおいのある緑の郷土の建設と林業の振興、緑化思想のPRに役立てるため、みなさんの目、カメラをとおして、いろいろの角度からとらえた、林業に関する作品を募集しています。

題材は、風景、生活風俗、山作業、林産物、山の災害などです。

◎白黒写真の六つ切り

◎しめきりは12月20日

◎応募票は、町役場林務課にあります。くわしいことは、林務課へお問合わせください。

《防火》

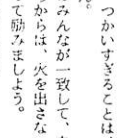

寒くなるにつれて火災がぐんとふえてきます。

火災の原因になる「火」が、家中いたるところにあると考えてストーブ、アンカ、こたつなどの取扱いには、細心の注意をはらつてください。

ガスを熱源に使う場合は、火災事故ばかりでなく、ガス中毒事故にも十分ご注意ください。

火の元だけは、いくら気をつかつても、つかいすぎることは、ありません。

家族のみんなが一致して、自分のところからは、火を出さないと誓いあつて励みましよう。

あなたは、火事の恐しさを知らない

おわびと訂正

11月1日発行の町報のおしらせらんのうち「第22回県科学振興展覧会」の見出しは「第22回県科学振興研究発表会」の間違いでした。謹んでおわびして訂正いたします。

心配ごと総合相談所

11月27日10時＝八坂公民館

徳地町社会福祉協議会では、11月27日午前10時から午後3時までの間、八坂公民館で、心配ごと総合相談所を開きます。

当日は、法律屋、中部社会福祉事務所、児童相談所などより、担当者が来町して、ご相談に応じることになつています。

遠慮なくご利用ください。

▽生活、医療扶助等の問題

▽家庭のもめごとなど

▽児童に関すること

▽法律関係の相談

▽行政関係のご相談

▽人検に関するご相談

蒲等学校が、四ノ五チーム

青年団が、五チームの計12ノ13チームの予定です。

当日は、コース沿道の皆さまのご声援をお願いいたします。